

# 茨城むらまちネット 農泊実施地域選定要領

## 第1 趣旨

地域における農泊の取組について推進するため、農泊実施地域（農泊の取組を実施している地域）について、茨城むらまちネットにおいて選定を行うにあたり、必要な事項を定める。

## 第2 選定基準

下記の要件全てを満たした地域を農泊実施地域とする。

なお、茨城むらまちネットの会員であることは要件としない。

- ・ 宿泊、食事、体験の3つのサービスを提供できること
- ・ 個人の活動ではなく、多様な構成員で取組を行っていること
- ・ 地域の農林漁業に裨益する取組を行っていること

## 第3 選定手続き

### 1 申請

農泊実施地域への選定を希望する地域は、別添様式第1号に基づき、茨城むらまちネット会長あて申請する。

### 2 選定

茨城むらまちネット事務局において要件に該当しているか審査し、選定を行う。審査にあたり、必要に応じて役員会にて意見を聴取する。

### 3 報告

選定した地域は、総会等を通じて会員へ報告する。

## 第4 選定の取り消し

実績調査等により、申請内容に変更があり、要件を満たしていないことが判明した場合は、選定を取り消すことができる。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、選定に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は、令和6年6月28日から施行する。